

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に対する
大分県農林水産研究指導センターの対応について

通知 平成20年 3月18日 農研セ第252号

改正 平成22年 4月 1日 農研セ第804号

改正 令和 6年11月 1日 農研セ第881号

大分県農林水産研究指導センター

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年10月1日付け19農会第706号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官、水産庁長官通知、令和3年4月1日一部改正）への大分県農林水産研究指導センターの対応について、「地方公務員法」、「公益通報保護法」、「大分県地方機関事務分掌規程」、「大分県事務決裁規程」、「大分県監査委員監査基準」、「会計年度任用職員の管理に関する規程」、「職員の服務の宣誓に関する条例」、「大分県職員服務規程」、「大分県職員倫理規定」、「職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例」、「職員等の旅費に関する条例」、「大分県会計規則」、「大分県契約事務規則」、「大分県が発注する物品当の調達、売払い及び役務の提供に係る入札参加資格を有する者に対する指名停止等措置要領」、「大分県の機関における法令違反行為等に関する通報等の処理に関する要綱」その他関係する規則等に定めるものほか、この通知に定めるものとする。

1 大分県農林水産研究指導センターの責任体系の明確化について

(1) 競争的研究費等の運営・管理に関わる責任体系を以下のとおりとする。

ア 「最高管理責任者」は、センター長とする。

イ 「統括管理責任者」は、研究企画監とする。

ウ 「コンプライアンス推進責任者」は、以下のとおりとする。

(ア) 農業研究部に係るものについては、農業研究部長とする

(イ) 農業研究部水田農業グループに係るものについては、農業研究部水田農業グループ長とする。

(ウ) 農業研究部果樹グループに係るものについては、農業研究部果樹グループ長とする。

(エ) 農業研究部花きグループに係るものについては、農業研究部花きグループ長とする。

(オ) 畜産研究部に係るものについては、畜産研究部長とする。

(カ) 林業研究部に係るものについては、林業研究部長とする。

(キ) 林業研究部きのこグループに係るものについては、林業研究部きのこグループ長とする。

(ク) 水産研究部に係るものについては、水産研究部長とする。

(ケ) 水産研究部北部水産グループに係るものについては、水産研究部北部水産グループ長とする。

ただし、経費の適正な支出のため、林業研究部きのこグループおよび畜産研究部豚・鶏チームに係るものについては、農業研究部長が、農業研究部果樹グループ落葉・果樹チームに係るものについては、農業研究部水田農業グループ長が当該部局責任者に対して必要な指導・助言を行うこととする。

また、コンプライアンス推進責任者は、日常的に、目が届き、実効的な管理監督を行える体制を構築するために、研究の規模、研究員の数等を踏まえ、実効性を確保する観点から、必要に応

じて、次長、管理担当総括、管理担当、企画指導担当総括、企画指導担当、チームリーダーを副責任者とすることができる。なお、実情に応じて複数の副責任者を置くことができる。

エ 各責任者の主な役割については、別表のとおりとする。

(2) 研究の不正に関する窓口を以下のとおりとする。

大分県農林水産研究指導センター 管理調整監

〒879-7111 大分県豊後大野市三重町赤嶺2328-8

電話：0974-28-2073 ／ FAX：0974-28-2052

電子メール：a1508299@pref.oita.lg.jp

電話による受付は、平日の8時30分から12時、13時から17時15分まで

なお、告発は、書面、電話、FAX、電子メール、面談などに適宜対応するが、告発を受け付ける際は、告発者の氏名・連絡先、不正行為等を行ったとする研究者・グループ、不正行為の態様、不正行為と判断した科学的または合理的根拠等について確認するとともに、調査に当たって告発者に協力を求める場合がある。

また、上記の情報が確認できない場合や告発内容の信憑性が疑わしい場合は、告発を受け付けない場合がある。また、調査の結果、悪意に基づく告発であったことが判明した場合には、告発者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発となる場合がある。

(3) 競争的資金等の事務処理手続き等に関する相談窓口を以下のとおりとする。

大分県農林水産研究指導センター 研究企画担当

〒879-7111 大分県豊後大野市三重町赤嶺2328-8

電話：0974-28-2074 ／ FAX：0974-28-2052

2 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施について

農林水産研究指導センター内外からの告発（通報）に対して、公益通報者保護法、大分県の機関における法令違反行為等に関する通報等の処理に関する要綱等に基づき、通報者を保護しつつ、厳格に対応する。

(1) 不正防止に向けた取り組みについて〔不正防止計画〕

ア 最高管理責任者であるセンター長は、ルールの明確化・統一化のため本通知を所属する全職員に周知する。また、会議等により不正根絶に向けた継続的な啓発活動を実施する。

イ 最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者は、必要に応じて競争的資金等の適正な運営・管理のための研修、情報提供を行う。

ウ 新たに所属した職員は、日本学術振興会の提供する研究倫理e ラーニングコース（eL CoRE）を所属初年度に受講する。その他の職員は概ね3年に1度受講する。

エ コンプライアンス推進責任者は、大分県職員人事評価規定に基づく所属長による面談や各種会議において、不正根絶に向けた継続的な啓発活動を実施する。

オ 競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員は、大分県職員服務規程および大分県職員倫

理規程を遵守しなければならない（行動規範）。

- カ 企画指導担当（北部水産グループにおいては、研究チームリーダー）および研究企画担当は、必要に応じて研究の進捗状況、経費の支出状況を調査し、適切な指導を行う。
- キ 所属は発注段階で支出財源の特定を行い、予算執行の状況を遅滞なく把握する。
- ク 内部監査は、最高管理責任者が任命した職員と企画指導担当および研究企画担当が連携して行う。

（2）不正に係る調査の体制・手続き等について

- ア 研究の不正に関する情報を受けた窓口担当者は、速やかに最高管理責任者と情報を共有する。公益通報者保護法、大分県の機関における法令違反行為等に関する通報等の処理に関する要綱等に基づき、通報者を保護しつつ、厳格に対応する。
- イ 調査方針、調査対象及び方法等について、必要に応じて配分機関に報告、協議する。

なお、本通知は必要に応じて適宜見直すものとする。

〔別表〕各責任者と主な役割

職名	責任者	主な役割
最高管理責任者	センター長	<ul style="list-style-type: none"> 最高管理責任者は、不正防止計画を策定・周知とともに、それらを実施するため必要な措置を講じる。また、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って競争的研究費等の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮する。 最高管理責任者が自ら各所属に足を運んで不正防止に向けた取組を促すなど、様々な啓発活動を定期的に行い、構成員の意識の向上と浸透を図る。
統括管理責任者	研究企画監	<ul style="list-style-type: none"> 統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、本通知に基づき、機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。
コンプライアンス推進責任者	農業研究部長 農業研究部水田農業グループ長 農業研究部果樹グループ長 農業研究部花きグループ長 畜産研究部長 林業研究部長 林業研究部きのこグループ長 水産研究部長 水産研究部北部水産グループ長	<ul style="list-style-type: none"> 統括管理責任者の指示の下、以下をおこなう。 <ul style="list-style-type: none"> ①自己の管理監督又は指導する所属における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。 ②不正防止を図るため、所属内の競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。 ③自己の管理監督又は指導する所属において、定期的に啓発活動を実施する。 ④自己の管理監督又は指導する所属において、構成員が、適切に競争的研究費等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。 コンプライアンス推進責任者は、日常的に、目が届き、実効的な管理監督を行える体制を構築するために、研究の規模、研究員の数等を踏まえ、実効性を確保する観点から、必要に応じて、次長、管理担当総括、管理担当、企画指導担当総括、企画指導担当、チームリーダーを副責任者とすることができます。なお、実情に応じて複数の副責任者を置くことができる。
コンプライアンス推進副責任者	次長 管理担当総括、管理担当 企画指導担当総括、企画指導担当 チームリーダー	<ul style="list-style-type: none"> コンプライアンス推進責任者を補佐する。